

## FPの事業展開のための 自己防衛としてのコンプライアンス



株式会社FPスピリット代表取締役

CFP®・1級FP技能士・行政書士

鈴木 克 昌

## コンプライアンスとは

コンプライアンス (compliance) = 「(要請に) 応えること、遵守」



社会の要請に応える



法令に限らず広く社会規範や企業倫理の遵守まで含む概念



倫理法令遵守

## 法令違反

- ◆ 個人の権利意識の高まり ➡ 正義感  
➡ [法令違反=倫理違反(悪)]
- ◆ SNSの普及 ➡ 社会的糾弾
- ◆ FP=顧客(消費者)サイドの人間  
➡ 法的ペナルティ + イメージダウン  
➡ 職業そのものの信用失墜
- ◆ 法令違反の起こる原因  
①悪意 ②無知 ③過失

3

## 法令遵守とは

- 法令違反の動機
  - ①自己の利益のため
  - ②顧客の利益のため
- 法令で重要なのは、制度趣旨
- 形だけの法令遵守 ➡ 自己の保身だけ
- FP ➡ 顧客利益の優先  
➡ 顧客のための合法的な方策(≠脱法)

4

## 業際の考え方

- FPの包括性 ➡ 様々な職域を横断  
➡ 業際で仕事をする
- グレーゾーンが存在
  - ケース・バイ・ケースで白にも黒にもなる
  - 法令解釈が分かれる ➡ 裁判
- FPに必要なこと
  - ① 法律知識(理解)  
「知らなかった」は言い訳にならない ➡ 重過失
  - ② リスク認識 ➡ 慎重な対応(広告に注意!)
  - ③ 合法を主張する論拠

5

## 士業との業際

- 士業間の業際は曖昧
- 相談業務を独占業務とする士業
  - … 弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士
- 無償独占の士業… 税理士・司法書士・土地家屋調査士
- 税務相談の範囲は限定的
- 弁護士法の「法律事務」⇒ 事件性必要説が主流
- 法律上の代理・交渉は弁護士の独占業務
- 弁護士は有償で紹介することができない(周旋の禁止)
- 官公庁に提出する書類・法的文書の作成  
⇒ 何らかの士業の独占業務

6

## 投資助言業との業際

- 投資助言業・・・有償で投資判断を提供
- 投資判断の対象
  - ①有価証券の売買
  - ②デリバティブ取引（FXを含む）
- 投資判断とは
  - ①有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断
  - ②行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断

7

## 金融商品仲介業者の制約

- 勧誘行為（仲介行為）としての投資判断は無償
- 金融商品仲介業の顧客に対して、投資助言はできない
- FP業務との区分けが必要
- 所属金融商品取引業者等の取扱い商品以外の金融商品は仲介（勧誘）できない
- 第2項有価証券の仲介（勧誘）はできない
  - 第1項有価証券・・・債券、株券、投資信託受益証券等
  - 第2項有価証券・・・投資信託以外の集団投資スキーム出資持分

8

## 業者の紹介と仲介業の業際

- 制約の無いもの・・・紹介と仲介の区別無し
  - ◎宅地建物取引業者 ◎建築業者・住宅メーカー
  - ◎老人ホーム ◎葬儀社 ◎保険(⇒紹介代理店制度)
- 制約のあるもの
  - ・・・紹介は可、仲介は不可(要登録)
  - ◎金融商品取引業 ◎金融商品仲介業
  - ◎銀行代理業 ◎信託代理業 ◎不動産特定事業

9

## 破綻したファンド

- 121ファンド
  - レジャーホテルファンド
  - モンゴルファンド(⇒詐欺)
  - ムーンライト・エイズファンド
  - サルベージファンド
  - 安愚楽牧場の和牛オーナー制度
- ★刑事事件にならないのは何故？

10

## 海外所在業者

- 無登録で日本の居住者相手に金融商品取引業(勧誘)を行うことはできない
- FPは、仲介行為に該当しないよう留意が必要
- 海外の不動産に宅建業法は適用されない  
⇒ランドバンキングの仲介は合法  
(※証券化されたものはNG)

11

## オフショアファンド

- 日本の居住者による海外への直接投資は合法
- 積立型商品 ⇒ 保険会社
  - ◎フレンズプロビデント Friends Provident International
  - ◎ハンサード Hansard International
  - ◎ロイヤルロンドン Royal London GROUP (RoyalLondon360)
  - ◎スタンダードライフ Standard Life
- 日本の居住者は海外の保険に加入できない  
⇒ 内閣総理大臣の許可

12

## 口座開設サポート

### ★仲介(勧誘)にならないことが必要

- 銀行からは紹介料を取らない
- 金融機関の選択は顧客が行う
- 紹介or推奨(投資助言業者の場合)を行う場合は、サポートをしない
  - ➡ 紹介or推奨とサポートの分離
- 金融機関からの紹介料は仲介業に当たらない範囲内に止める